

3. 災 害 対 策

1 TOKYO強靱化プロジェクトの推進

(提案要求先 国土交通省)
(都所管局 政策企画局・都市整備局・建設局)

「TOKYO強靱化プロジェクト」を推進するために必要な財源を確保し、東京に必要額を確実に配分するとともに、必要な制度の拡充や創設、人材の確保に向けた取組を進めること。

<現状・課題>

これまで東京は、災害にたびたび襲われ、新型コロナウイルスなど感染症の脅威にもさらされてきた。今後も、大規模な風水害や地震、火山噴火、新たな感染症の流行などがいつ起きてもおかしくはなく、これらが複合的に発生するリスクもある。

令和4年4月のIPCC報告書では、風水害などの災害の増加・激甚化の引き金となる気温上昇の可能性が改めて示されている。また、同年5月に策定した東京都の新たな首都直下地震等の被害想定でも、自然災害のリスクが改めて確認された。加えて、令和2年の国の報告で、富士山の大規模噴火時には、首都東京においてもインフラ等に甚大な被害が発生するとされている。

また、新型コロナウイルス感染症との長きにわたる闘いは、私たちの意識や行動にも変化を及ぼしており、ゆとりある都市空間やスムーズビズなどの取組が重要との認識も広がっている。

こうした災害の危機に直面する中であっても、都は、都民の生命と暮らしを守り、首都東京の機能や経済活動を維持するため、令和4年12月に「TOKYO強靱化プロジェクト」を策定した。

本プロジェクトでは、2040年代に目指す強靱化^{じん}された東京の実現に向け、5つの危機（「風水害」、「地震」、「火山噴火」、「電力・通信等の途絶」及び「感染症」）及び複合災害に対して、インフラ整備に主眼を置きつつ、ソフト対策も組み合わせ、実効性の高い施策を展開するという方針の下、都が取り組むべき事業を取りまとめている。

本プロジェクトの事業規模は、2040年代までの総額で15兆円、今後10年間で6兆円を見込んでいる。首都である東京が災害に対して強靱化^{じん}を図ることは、東京を守ることだけに留まらず、日本全体を災害に強くするためにも重要であることを踏まえ、長期にわたる本プロジェクトを推進していくために必要な財源を、安定的・継続的に確保する必要がある。

また、大規模なインフラ整備等の実施に当たっては、受注者側の人材確保が重要である。国土交通省の「持続可能な建設業に向けた環境整備検討会」の資料によると、建設業は現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、将来の担い手の確保が急務であるとされている。さらには、建設業の人材確保は、本プロジェクトだけでなく、公共事業や民間の発注を含め、幅広く関係することから、東京はもとより日本全体にとっても重要な課題である。

今後、都民の安全・安心を確保できる、強靱で持続可能な都市を実現するため、こうした課題に対応しながら、本プロジェクトに位置付けた様々な新規・拡充事業を着実に実施していかなければならない。

< 具体的要求内容 >

- (1) 「TOKYO強靱化プロジェクト」の推進に向けて、大規模な風水害や地震、火山噴火などの自然災害への対策に必要な財源を安定的・継続的に確保し、東京に必要な額を確実に配分するとともに、大規模水害対策の推進を目的とした各種事業の柔軟な運用など、必要な制度の拡充や創設を行うこと。
- (2) 「TOKYO強靱化プロジェクト」に位置付けた事業の着実な実施に向け、建設業における働き方改革の推進など、インフラ整備の担い手となる人材の中長期的な確保に向けた取組を強化すること。

参 考

【TOKYO強靱化プロジェクトの事業規模】

(1) 総事業規模（概算）

総事業規模（概算）	
	うち今後10年間
15 兆円	6 兆円

※本プロジェクトの推進に必要な、2040 年代までの事業規模を示している。

※一部の事業は完了が 2040 年代を越えるものがある。

(2) 事業規模（概算）の内訳

区 分	事業規模（概算）の内訳	
		うち今後10年間
激甚化する風水害から都民を守る	6.6 兆円	2.0 兆円
大地震があっても「倒れない・燃えない・助かる」まちをつくる	9.5 兆円	3.7 兆円
噴火が起きても都市活動を維持する	2.1 兆円	0.6 兆円
災害時の電力・通信・データ不安を解消する	0.6 兆円	0.6 兆円
感染症にも強いまちをつくる	0.6 兆円	0.3 兆円

※複数の危機に対する事業があるため、合計は総事業規模と一致しない。

※プロジェクト策定時点での事業規模であり、今後変更が生じる可能性がある。

2 首都直下地震等への備え

1 首都直下地震対策の具体的な推進

(提案要求先 内閣官房・内閣府・国土交通省)
(都所管局 総務局・政策企画局)

- (1) 首都直下地震等の災害から住民の生命と財産を守るとともに、首都機能への打撃を最小限にとどめるため、首都直下地震対策特別措置法に基づく取組に対して、財政上の措置を講じるなど、首都直下地震対策を具体的に推進すること。
- (2) 九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

<現状・課題>

平成25年12月、首都直下地震が発生した場合において首都中枢機能の維持を図るとともに、首都直下地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的として、首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号。以下「法」という。)が施行された。

平成26年3月には、法に基づく首都直下地震緊急対策推進基本計画(以下「基本計画」という。)が閣議決定されるとともに、平成27年3月には、基本計画が変更され、首都中枢機能の継続性の確保や膨大な人的・物的被害への対応等に関し、今後10年間で達成すべき減災目標や当該目標を達成するための施策に係る具体目標等が定められた。しかし、当該目標に向け、国が責任を持って取り組む施策が明確になっていない。

一方、平成28年熊本地震や平成30年の大阪府北部を震源とする地震など、相次ぐ大地震等の発生により、避難所等の防災拠点となる施設の耐震化、円滑な物資輸送、り災証明書の発行など、防災対策の実効性を高める上での課題が改めて明らかになった。

また、令和4年5月に、東京都が公表した「首都直下地震等による東京の被害想定」では、発災後の時間軸に応じた被害の様相を明らかにするとともに、令和5年5月に修正した東京都地域防災計画震災編において、2030年までの減災目標を設定し、その実現に向けた防災対策の充実強化を図ることとした。法では、緊急対策区域又は首都中枢機能維持基盤整備等地区に指定された区市町村を含む都県は地方緊急対策実施計画や首都中枢機能維持基盤等整備計画、特定緊急対策事業推進計画(以下「地方計画等」という。)を作成できるとされているものの、地方計画等に位置付けられた首都直下地震対策に対する国の具体的な財政上の措置等は図られていない。

加えて、首都機能のバックアップに関しては、基本計画に基づき作成された政府業務継続計画においては、被害想定を上回る事態を想定し、同計画で定められ

ている代替拠点以外の代替拠点への移転に関して、さいたま新都心等の東京圏内の地区のほか、東京圏外も含め代替拠点となり得る地域を対象に、既存の庁舎、設備及び資機材の活用等に係る具体的なオペレーションについて検討していくこととしている。

しかし、発災時に可能な限り速やかに機能する体制を構築するためには、でき得る限り、物理的・時間的にも近接で確実な立ち上げが可能なさいたま新都心など首都圏内の拠点を活用すべきである。

<具体的要求内容>

- (1) 首都直下地震をはじめとする災害から首都圏3,500万人を超える住民の生命と財産を守るとともに、国の政治経済の中核機能への打撃を最小限にとどめるため、基本計画に位置付けられた膨大な人的・物的被害への対応や首都中核機能の継続性の確保に関し、国が責任を持って取り組む施策を明確にし、着実に実施すること。
- (2) 地方計画等に位置付けられた、都をはじめ地方自治体が進める首都直下地震対策に対して、具体的な財政上の措置等を講じること。
- (3) さいたま新都心を緊急災害対策本部の代替拠点として位置付けることをはじめ、首都圏を構成する九都県市の集積を生かした、迅速かつ確実に機能し得る首都機能のバックアップ体制の充実・強化を早急に進めること。

2 国土強^{じん}靱化の推進

(提案要求先 内閣官房)
(都所管局 総務局)

国土強^{じん}靱化地域計画に位置付けられた強^{じん}靱化の取組に対して、具体的な財政措置を講じること。

<現状・課題>

平成25年12月に施行された、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強^{じん}靱化基本法（平成25年法律第95号）において、都道府県又は市町村は、国土強^{じん}靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強^{じん}靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「地域計画」という。）を定めることができるとされている。都は様々な自然災害から都民や首都機能を守るため、東京における防災施策の指針として「東京都国土強^{じん}靱化地域計画」を平成28年1月に策定した。

東京は我が国の人口の約1割が居住する大都市であるだけでなく、政治・行政・経済などの首都機能を有する日本の心臓であり、災害時には応急対策から、復旧・復興まで中枢機能を担わなければならない。

災害時においても、首都機能を維持していくための取組に係る財政需要は膨大であり、東京都は多額の事業費を計上している。その取組は東京だけのためではなく、日本にとって不可欠なものである。

国は、これまで地域計画に基づき実施される取組に対する関係府省庁の補助金・交付金等の交付に当たって、「重点化」・「一定程度配慮」を行ってきた。加えて、地域計画に実施箇所等の具体的な内容が位置付けられた事業への「重点化」を更に進めるとしている。一方で、首都機能はもちろん、医療機能、交通・物流機能、情報通信機能等様々な重要機能の在り方を強^{じん}靱化の観点から見直し、対策を着実に推進することは、国家的な観点からも大きな意義と責任があり、東京都だけがその責任を負うことは適当ではない。地域計画に位置付けられた取組に対しては、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等確実かつ具体的な財政措置を講じることが必要である。

<具体的要求内容>

地域計画に位置付けられた国土強^{じん}靱化の取組に対して、首都機能の維持・向上という観点からも、新たな交付金の創設、新規の予算枠の創設、既存事業の補助率かさ上げ等、東京都への具体的な財政措置を講じること。

3 帰宅困難者対策の推進

(提案要求先 内閣府・総務省・財務省・国土交通省)
(都所管局 総務局)

大震災時に発生する帰宅困難者に対し、一斉帰宅の抑制、一時滞在施設の確保、安否確認や情報提供のための体制整備、帰宅支援など、総合的な帰宅困難者対策を推進すること。

<現状・課題>

東京都防災会議の「首都直下地震等による東京の被害想定報告書」（令和4年5月）では、帰宅困難者は約453万人発生すると想定している。

首都直下地震帰宅困難者等対策協議会の調査によれば、東日本大震災においても、鉄道の運行停止により都内で約352万人の帰宅困難者が発生し、多数の帰宅困難者が駅前に滞留するなど、課題が顕在化した。首都直下地震等の大規模地震が発生し、多くの人が帰宅を開始した場合、建物倒壊や火災などで、帰宅困難者自身が危険にさらされるだけでなく、発災後に優先して実施していかなければならない救助・救護・消火活動・緊急輸送等を妨げることになりかねない。

このため、企業や学校等における施設内待機や鉄道事業者等の利用者保護などの一斉帰宅の抑制、行政と民間事業者の協力による一時滞在施設の確保、家族との安否確認や正確な情報提供に必要な情報通信基盤の整備、安全が確認された後の代替輸送も含めた帰宅支援などの対策を強化する必要がある。

都ではこうしたことを踏まえ、都と国で、経済団体、鉄道事業者等と横断的な課題について検討する協議会を設置し、官民それぞれが連携して行う対策について、平成24年9月に最終報告を取りまとめた。都は、この協議会での議論を踏まえ、平成25年4月に東京都帰宅困難者対策条例（平成24年東京都条例第17号）を施行しているが、対策はまだ道半ばである。

令和4年8月には、内閣府は「帰宅困難者対策に関する今後の対応方針」を公表した。ここでは、帰宅困難者対策の一層の実効性向上を図り、迅速かつ円滑な応急活動を確保するための対応方策を検討していくこととしているが、特に、民間事業者による従業員の一斉帰宅の抑制や利用者保護の徹底とそれに必要な備蓄の推進、民間事業者による帰宅困難者の受入促進、帰宅困難者に対する情報提供など、広域的課題について大きな役割を果たすことは国の責務であり、国をはじめ都や民間事業者を含めた社会全体で取り組む総合的な帰宅困難者対策を推進する必要がある。

また、東京都は新たな被害想定に基づき、令和5年5月に東京都地域防災計画震災編及び東京都帰宅困難者対策実施計画を改定したところである。この中でも引き続き帰宅困難者対策の諸課題に対応していくこととしている。

＜具体的要求内容＞

- (1) 「一斉帰宅の抑制」の観点から、従業員の施設内待機とそれに必要な3日分の飲料水や食料等の備蓄を行うことについて、国として、民間事業者に対する働きかけを強化すること。
- (2) 「利用者保護」の観点から、鉄道事業者や集客施設の設置者又は管理者などに対し、利用客の保護を図ることや、必要となる飲料水や毛布、医薬品などを備蓄するよう指導すること。
さらに、利用者を保護するために必要となる、利用者が安全に待機できる場所や、飲料水や毛布、医薬品などを備蓄する倉庫を設置するよう強く働きかけること。
- (3) 「一時滞在施設の確保」の観点から、以下の措置を講じること。
 - ① 自治体が民間事業者の協力を得ることの障害を取り除くため、法改正を行い、首都圏だけでなく全国共通の「発災時の損害賠償責任が事業者に及ばない制度」の創設を国として早期に実現すること。
 - ② 国の庁舎及び関係機関の所有又は管理する施設について、発災時に、都や区市町村の要請により、帰宅困難者の一時滞在施設として使用できる施設を確保するとともに、飲料水や食料等の備蓄、情報通信体制の整備、非常用電源等の確保など、運営体制の整備を行うこと。
 - ③ 今後の民間が担う一時滞在施設において不可欠な帰宅困難者用の3日分の飲料水及び食料等の備蓄が実施できるよう、財政措置を講じること。その際は、民間事業者の負担を可能な限り軽減するとともに、民間事業者が、それぞれ負担した費用について、発災後に災害救助法（昭和22年法律第118号）による支弁を受けられることを明確にすること。
 - ④ 一時滞在施設に協力をした民間事業者に対し、法人税の軽減などの税制措置を行うこと。
- (4) 「迅速な安否確認と正確な情報提供」の分野では、災害時に強い通信基盤の整備や、帰宅困難者が必要とする情報を迅速かつ的確に提供するための体制づくりについて、早期に実現すること。
- (5) 「帰宅支援」について、要配慮者の特別搬送に関するマニュアルの策定や鉄道運行の早期復旧を図れる体制づくりなどオペレーションに係る検討を進めること。

参 考

○ 一時滞在施設確保状況（令和5年7月現在）

【施設数】1, 239か所

（国等28、都立225、区市町村313、民間673）

【受入人数】約47.0万人※

（国等約1.6万人、都立約9.0万人、区市町村約10.5万人、民間約25.9万人）

※66万人の都内需要者数（屋外で被災した行き場のない帰宅困難者。数は令和4年5月に試算。）に対し、約71％

4 マンション防災の推進

(提案要求先 内閣府・国土交通省)
(都所管局 住宅政策本部・総務局・生活文化スポーツ局)

マンションにおける防災力向上のため、日頃の備えや地域との連携等の重要性について普及啓発を強化すること。また、管理計画認定制度の拡充や財政支援などを行うこと。

<現状・課題>

今年¹は近代日本の首都圏に未曾有の被害をもたらした関東大震災から100年の節目であり、より一層、防災に対する住民の意識が高まってきている。

この100年の間に都民の居住形態は大きく変化し、東京都においてはマンションが主要な居住形態として広く普及しており、総世帯数の3分の2の都民がマンション等の共同住宅に居住している。そのため、マンション等の防災力の向上は喫緊の課題であり、東京都地域防災計画震災編（令和5年5月修正）において、マンションの防災力向上について明記した。

一般的に、マンションは、災害に対して強靱性^{じん}を持つ構造物であるが、東日本大震災の際はマンションの建物自体が損傷を受けていなくても、停電により給水ポンプやエレベーターが停止し、在宅避難が継続できなくなる事態が発生した。またマンションの高層階ほど、家具等の転倒・落下等が多く発生する傾向が見られた。

マンション防災に関連する制度には、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）の改正により創設され、令和4年4月に開始した管理計画認定制度や東京とどまるマンション情報登録・閲覧制度などの自治体独自の制度がある。また、一部の自治体では、避難所として協定を結んだマンションへの設備設置やコミュニティ形成などの取組に対して支援を行っている。

今年8月に公表された「今後のマンション政策のあり方に関する検討会 とりまとめ」（国土交通省）（以下「検討会とりまとめ」という。）では、管理計画認定制度に独自の認定基準を定めている自治体は存在するものの全国的な取組には至っていないこと、自らが居住するマンションの防災対策を知らない居住者も多く存在し、マンションの防災対策の実施や検討が十分でない可能性があること、地域との関わりも十分に確保されていないことが指摘されている。

「検討会とりまとめ」では、管理計画認定制度における防災活動についての認定基準のあり方を検討するとされたが、大規模な地震が発生した際に適切な防災行動をとりうるマンションを増やし、被災後も住民が安心して在宅避難等を継続していくためには、さらなる防災上の備えの推進が必要であるほか、防災に積極的に取り組むマンションがより評価される市場環境の整備を図る必要がある。

<具体的要求内容>

- (1) エレベーター停止、トイレ使用不可等のマンション特有の課題も踏まえた日頃の備えや、災害時の共助を促進するための地域との連携等の重要性について、国として、普及啓発の取組を強化すること。
- (2) 防災に係る計画の作成・周知や訓練の実施の取組を必須項目とするなど、管理計画認定制度における防災上の視点を高めるよう制度を拡充するとともに、管理計画認定等を取得したマンションが行う、非常用発電設備、エレベーター、給排水・トイレ、備蓄等の防災対策に対して財政的な支援を行うこと。また、こうした防災に積極的に取り組むマンションがより評価される市場の形成に取り組むこと。
- (3) エレベーター等の迅速な点検、復旧のため、業界団体と連携した技術者確保や自治体間の相互支援体制の強化を支援すること。
- (4) 災害時の共助を促進するため、マンション内及び地域コミュニティとのつながり形成に資する支援を強化すること。